

千の風クラブ 会員約款

- 第一条(目的) 本会は株式会社天光社「千の風クラブ」(以下、本会と称します)の趣旨に賛同し、入会した会員に対して会員の権利を購入していただき、千の風 大阪・兵庫事業部にて、葬儀における特典各種相談等の役務を提供する事により、会員の利便性を図り経済的負担を軽減する事を目的とします。
- 第二条(運営と管理) 本会の運営・管理は、株式会社天光社が責任を持ってあたるものとします。
- 第三条(会員の資格) 本会の資格所有者は本会の趣旨に賛同し本会会員約款を承認し、入会金のお支払いを完了し、本会が認めた個人とします。入会申込書に記載した内容に虚偽の記載があった場合には、入会を認めない、もしくは会員資格を喪失することがあります。
- 第四条(入会) 入会に関する年齢制限は設けておりません。ご逝去後のご入会はできません。
- 第五条(特典の適用範囲) 本会員割引特典の適用範囲は、登録者の2親等以内の者が利用する場合に限ります。
- 第六条(支払方法) 入会金は入会申し込み時に現金又は銀行振り込みによる一括払いとします。銀行振り込み手数料につきましてはお客様ご負担とします。
- 第七条(権利の譲渡) この会員の権利は所定の届けをすることで第三者に譲渡する事ができます。本会が譲渡を認めた場合は会員証を頂き新たな会員に対し会員証を交付いたします。尚、事務手数料として入会金の10%(税別)が必要となります。
- 第八条(権利の消失) 本会員割引特典は1口一回限りの特典とし、利用後は権利が消滅し無料会員への移行となります。
- 第九条(免責事項) 天災や不可抗力により本会による役務提供が不可能になった場合に発生した不利益・損害については、免責事項とさせていただきます。
- 第十条(会員証の発行) 入会申込書に記載頂き入会金を納付後、本会より会員証を発行いたします。会員は会員証を盗難、紛失あるいは破損した場合には再交付を受ける事ができます。再交付の手数料として入会金の10%(税別)が必要となります。
- 第十一条(通知義務と変更の届出) 会員は申込書内容を変更した場合、速やかに通知してください。通知をしなかった場合、本会が発行する会報及び情報の開示について、発送をもって到着したものとします。
- 第十二条(個人情報) 会員の個人情報は個人情報保護に関する法令およびその他の規範を遵守いたします。本会は当社が定めるプライバシーポリシーにしたがって会員の皆様の個人情報を取得および管理いたします。
- 第十三条(遵守事項) 会員はこの会員規約とそれを補完する全ての規定事項、その他適応される全ての法令を遵守するものといたします。
- 第十四条(クーリングオフ) 入会者は入会申込書(控)を受領した日を含む8日以内は、本会に対し書面により入会申し込みの撤回をする事ができます。その効果は書面(封書・葉書・簡易書留)を発送した時から生じます。この場合入会申し込みの方には事務手数料などの費用負担はなく、入会金は30日以内に全額無利息でお返しいたします。
- 第十五条(退会) 会員は本会を自由に退会する事が出来ます。但しこの場合の入会金の解約返戻金については、下記に定めます。入会日を起算日として180日未満は入会金の90%、180日以上365日未満は入会金の50%を申請後30日以内に無利息で返金致しますが、365日以上経過した場合は返金を致しません。
- 第十六条(会員約款の見直し) この「千の風クラブ 会員規約」とそれを補完する全ての規定事項につきましては、事前に会員の同意を得ることなく社会情勢および経済情勢を勘案した上で、合理的な観点により見直すものとします。会員約款を見直した時は、会員に対し適宜定める方法によりその内容を通知、告知、または公表いたします。
- 第十七条(協議解決) 本約款に定めのない事項および疑義が生じた場合には、会員および本会で誠実に協議し解決するものとします。
- 第十八条(問い合わせ・相談) 会員の皆様のご相談窓口は次の場所で行います。
<お問合せ先>0120-997-541 <相談窓口>千の風クラブ事務局まで